

公開議事用

令和2年度（2020年度） 第1回
熊本県私立学校審議会
会議資料

日時：令和2年（2020年）8月26日（水）
午後1時30分～
場所：ホテル熊本テルサ 2F ひばり

くまもと清陵高等学校（広域の通信制課程）の学則変更認可について
（学校教育法第4条第1項及び同法施行令第23条第1項第11号に基づく認可）

学 校 名	くまもと清陵高等学校	校 長 名	組脇 泰光
所 在 地	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰 字小野5番300	設置認可日	平成29年（2017年） 3月24日
設置者名	学校法人熊ゼミ学園	理事長名	組脇 泰光
教育区域	47都道府県	課 程 修 業 年 限 収 容 定 員	通信制課程（普通科） 3年以上 900人
変更時期	令和3年（2021年）4月1日		
変更理由	1 生徒納付金の変更 授業の質やサービス向上を図るため、令和3年度（2021年度）から、生徒納付金（入学金、授業料及び教育充実費）の額を変更する。		
変更内容	変更前	変更後	
	別紙「学則比較対照表」のとおり	別紙「学則比較対照表」のとおり	

【参考条文】（関係部分のみ）

○学校教育法第4条第1項

次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校の通常の課程及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）についても、同様とする。

(3) 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

○学校教育法施行令第23条第1項

法第4条第1項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

(11) 高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更

○私立学校法第8条第1項

都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第4条第1項又は第13条第1項に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

変更前			変更後		
第31条 本校の入学金、授業料及び諸経費等は以下のとおりとする。			第31条 本校の入学金、授業料及び諸経費等は以下のとおりとする。		
項目	金額(円)	備考	項目	金額(円)	備考
入学選考料	10,000		入学選考料	10,000	
入学金	95,000	推薦入試による入学者は半額となる。	入学金	50,000	推薦入試による入学者は半額となる。
授業料(年間)	1単位あたり 9,000	各年次の履修単位数によって異なる。卒業に必要な修得単位数は74単位以上。	授業料(年間)	1単位あたり 12,000	各年次の履修単位数によって異なる。卒業に必要な修得単位数は74単位以上。
施設設備費(年間)	36,000		施設設備費(年間)	36,000	
教材費	実費		教育充実費(年間)	30,000	
			教材費	実費	
<p>2 授業料及び諸経費は、本校に在籍する間は、年度の初めに年度分を全納しなければならない。ただし、特別な事情があると学校長が認めた場合は、納付の方法について異なる場合がある。</p> <p>3 学校長は、別に定めるところにより、生徒納付金を減免することができる。</p> <p>4 既納の生徒納付金は返還しない。ただし、特別の事情があると学校長が認めたときは、全部又は一部を返還することができる。</p>			<p>2 授業料及び諸経費は、本校に在籍する間は、年度の初めに年度分を全納しなければならない。ただし、特別な事情があると学校長が認めた場合は、納付の方法について異なる場合がある。</p> <p>3 学校長は、別に定めるところにより、生徒納付金を減免することができる。</p> <p>4 既納の生徒納付金は返還しない。ただし、特別の事情があると学校長が認めたときは、全部又は一部を返還することができる。</p>		